

政 委 第 2 8 号
平成 23 年 12 月 9 日

経済産業省独立行政法人評価委員会
委員 長 室 伏 き み 子 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 岡 素 之

平成 22 年度における経済産業省所管独立行政法人の業務
の実績に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成 23 年 9 月 30 日付けをもって貴委員会から通知のあった「経済産業省所管独立行政法人の平成 22 年度及び中期目標の期間における業務の実績に関する評価の結果について」に関して、別紙 1 のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。あわせて、独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる取組等について別紙 2 から別紙 4 のとおり、独立行政法人等の評価及び業務運営等について参考となる事例について別紙 5 のとおり、東日本大震災による各独立行政法人等の業務への影響及び震災対応関係の業務の実施状況について別紙 6 のとおり取りまとめ、送付しますので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成 23 年 3 月 11 日に東北地方太平洋沖地震が発生したことを受け、同年 4 月 26 日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「平成 22 年度業務実績評価の具体的取組について」では、被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、二次評価を効果的かつ効率的に行うこととしました。今回の二次評価においては、こうした方針を踏まえつつ、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところです。また、その中で、各独立行政法人評価委員会等の意欲的な取組を積極的に紹介するなどの取組も

行いました。

独立行政法人等の適正な運営及び質の高い行政サービスを確保するためには、問題点等を明らかにして改善を促すとともに、法人の積極的な取組を更に促進する質の高い評価が不可欠です。そのためには、評価の在り方について不断の改善を図っていくことが求められます。貴委員会におかれては、独立行政法人等に対する国民の厳しい視線を意識しながら評価に取り組んでいることと存じますが、今般の当委員会の意見を踏まえ、一層の評価の質の向上に向けた取組が行われることを期待しています。

平成22年度における経済産業省所管独立行政法人の業務の実績
に関する評価の結果等についての意見

平成22年度における経済産業省所管11法人(経済産業研究所、工業所有権情報・研修館、日本貿易保険、産業技術総合研究所、製品評価技術基盤機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本貿易振興機構、原子力安全基盤機構、情報処理推進機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、中小企業基盤整備機構)の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果については、以下のとおり改善すべき点がみられた。

【所管法人共通】

(内部統制の充実・強化)

平成22年度における独立行政法人等の業務の実績に関する当委員会の二次評価については、「平成22年度業務実績評価の具体的取組について」(平成23年4月26日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定)において、東日本大震災の発生に伴う被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、二次評価を効果的かつ効率的に行うものとした。このうち、内部統制の評価に当たっては、平成21年度業務実績の評価における指摘事項のフォローアップに際して、特に留意すべき事項として、法人の長のマネジメントに関する2つの事項(重要な情報等の把握及びミッション等の周知徹底並びに ミッション等の達成を阻害する要因(リスク)の洗い出し及び重要なリスクの把握・対応(以下、を合わせて「フォローアップ事項」という。))を示したところである。

1 内部統制に関する評価の状況

(1) 各府省独立行政法人評価委員会等の評価結果における言及状況

平成21年度業務実績の評価結果でフォローアップ事項について言及されていなかった10府省の独立行政法人評価委員会等(27法人)の状況をみると、22年度業務実績の評価結果でも言及されていなかったのは1府省の独立行政法人評価委員会等(2法人)となっており、大半で言及されていた。

一方で、平成21年度業務実績の評価結果ではフォローアップ事項について言及されていたものの、22年度業務実績の評価結果で言及されていなかったものが5

府省の独立行政法人評価委員会等（6法人）でみられた。

(2) 貴委員会の評価結果における言及状況

貴委員会の評価結果におけるフォローアップ事項の言及状況については、不十分であったものが11法人中2法人（情報処理推進機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構）みられた（平成21年度業務実績の評価結果において言及されていなかった5法人のうち当該2法人を除き今回は言及されていた。）。

今後の評価に当たっては、貴委員会の見解を評価結果において明らかにした上で、更なる内部統制の充実・強化に資するような評価が行われることを期待する。

2 内部統制の充実・強化に向けた今後の取組

上記1のとおり、内部統制の取組等については、ほとんどの独立行政法人等の評価結果において言及されるようになったところである。また、平成22年度末で中期目標期間が終了した42法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成22年11月26日付け政委第30号政策評価・独立行政法人評価委員会通知）を踏まえ、内部統制の充実・強化について新中期目標等において明記されたところである。

このように、内部統制の充実・強化に関する取組は進捗しつつあると考える。

今後とも、内部統制の充実・強化に資するように評価の更なる充実を図ることが重要である。このような観点から、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が取りまとめた報告書^(注1)、平成21年度業務実績の評価に関する二次評価意見及び最近の独立行政法人における不祥事案件に関して法人内に設置された第三者委員会等の報告書^(注2)などを基に、内部統制の充実・強化に向けた主な留意点とその取組の例を別紙2のとおり整理したので、別紙3及び別紙4とともに今後の評価において参考とされたい。

(注1) 「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月公表）では、独立行政法人の内部統制を「中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、独立行政法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組み」と定義付けているほか、独立行政法人における内部統制の具体的な取組を例示している。

(注2) 近年、各法人において内部統制の取組が進められているが、依然として国民の信頼を損なうような不祥事が発生しており、これらの不祥事の発生要因の分析及び対応等を検討し、取りまとめられた第三者委員会の報告書における指摘事項は、内部統制の充実・強化を図る上で参考となると考える。

(基本方針への対応等)

平成22年12月7日に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(以下「基本方針」という。)が閣議決定され、法人ごとに年限等を付して講ずべき措置(以下「措置事項」という。)が示されたところである。

また、平成23年9月15日には、基本方針のフォローアップ結果が行政刷新会議に報告(以下当該報告内容を「基本方針のフォローアップ結果」という。)され、22年度の措置事項について、遅延等の指摘が一部になされている。

こうした指摘を受けた措置事項についての関係府省独立行政法人評価委員会における評価結果をみると、ほとんどの措置事項について遅延等の原因を明らかにするなど一定のフォローアップが行われている。

このように、基本方針に基づく措置事項のフォローアップについては、行政刷新会議において行われているところであるが、こうした政府方針に基づく独立行政法人の取組を促していくことは、評価の重要な役割でもある。このため、今後の評価に当たっても、基本方針に基づく平成23年度以降の措置事項についてフォローアップしていくことが求められる。

また、行政刷新会議において検討している独立行政法人の組織・制度の見直しの結論が出された場合には、今後の評価に当たって、その内容にも留意することが必要である。

(震災関連)

平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、別紙6のとおり、多くの独立行政法人等にその影響が生じているが、次年度は、震災の影響を受けた業務の年間実績を対象に評価することにもなる。

このため、次年度の評価については、被災者支援及び復旧・復興対応に関する取組の場合は、当該取組が法人本来のミッションによるものであるか否かについて、震災の影響で目標が未達成となった業務の場合は、震災との因果関係等について、そ

れぞれ精査し厳格な評価を行うことが必要である。

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

【日本貿易保険】

- ・ 保険金査定業務については、現行中期目標において、信用リスクに係る保険金の補正期間を含めて査定期間を60日以下とするとの目標水準が定められている。

当該業務に関する貴委員会の評価結果をみると、査定期間が60日以下で処理できなかった未達成案件は、平成21年度（88件中38件）に引き続き、86件中25件となっているが、その未達成の理由について被保険者がエビデンスを入手するために時間を要したというやむを得ない事情によるものとの認識を示すにとどまっている。

今後の評価に当たっては、保険金査定の事務処理の一層の迅速化を図るため、目標を達成するために必要な取組を促すような評価を行うべきである。

【新エネルギー・産業技術総合開発機構】

- ・ 「独立行政法人における運営費交付金の状況について」(平成23年10月17日会計検査院から国会及び内閣宛て報告)において、「運営費交付金の額の算定に当たり、控除した利息収入等の額と実績額との間に著しいかい離が生じている法人」として指摘されている。

このため、今後の評価に当たっては、法人における自己収入の増加に対する動機付けにも留意し、運営費交付金算定の控除対象自己収入の額が運営費交付金から発生する利息収入の実態を可能な限り反映しているかについて、厳格な評価を行うべきである。

- ・ 会計検査院の平成22年度決算検査報告において、18年度に行った地域バイオマス熱利用フィールドテスト事業の実施に当たり、共同研究に要する経費の計上が適正を欠いたため、法人負担額の支払26,045,250円が過大であり不当であると指摘されている。

今後の評価に当たっては、本法人が講じた措置等について明らかにするとともに、事業者に対する指導、審査及び確認が行われているかについて厳格な評価を行うべき

である。

【日本貿易振興機構】

- ・ 本法人の海外事務所については、昨年度の当委員会意見として、勧告の方向性や基本方針の指摘に沿った法人の取組が適時適切に実施されているかとの観点で評価を行うことが必要であるとの指摘を行ったところであるが、貴委員会の評価結果において、本法人の取組が基本方針に沿って適時適切に行われたのか言及されていない状況がみられた。

また、本法人については、基本方針のフォローアップ結果において、「22年度中に得た結論も踏まえつつ、個々の事務所の必要性の見直しや他機関との共用化を進めるための具体的な工程を明らかにし、早期に実施する必要がある」と指摘されているところである。

今後の評価に当たっては、上記の基本方針のフォローアップ結果を踏まえて本法人が講じた措置の適切性について、評価結果において明らかにすべきである。

【原子力安全基盤機構】

- ・ 貴委員会の評価結果をみると、「3.業務運営の効率化」において、「常時、非常時ともに理事長のリーダーシップが発揮され、各部門間での相互点検の仕組みも機能し、内部統制については既に一定のレベルに達している。また、検査等業務のみならず、全業務にQMSを推進しており、業務の質の向上に向けた継続的改善が図られている」としている。

しかしながら、多発する検査ミスを始め、国民の信頼を失墜する重大な事象が発生しており、本法人の内部統制が一定レベルに達したとは、到底言い難い。

今後の評価に当たっては、本法人が原子力の安全基盤を確立するために設立されたという趣旨に鑑み、本法人職員の意識改革のみならず、検査業務を含む全業務に関する実施及び管理の在り方について抜本的な見直しを促すような評価を行うべきである。

- ・ 東北地方太平洋沖地震に起因する東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故（以下「福島原発事故」という。）への対応は、本法人のコア・ミッションであるが、貴委員会の評価結果をみると、防災関連業務の一つとして平時の手法により評価が行

われ、総合評価へのウエイト付けについても5パーセントとして取り扱われており、福島原発事故の対応という重大性を踏まえた評価が行われていない。

今後の評価に当たっては、福島原発事故の対応について、その重大性を踏まえたウエイト付けを行った上で厳格な評価を行うとともに、新たな原子力安全規制組織の下で実施される本法人の業務の実績評価に当たっては、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故調査・検証委員会」における検証結果等を踏まえ、客観的で明確な目標と的確な評価指標の設定を行った上で、厳格な評価を行うべきである。

- ・ 検査等業務については、法人の業務運営上重大な問題である検査ミスが複数発覚したにもかかわらず、貴委員会の評価結果をみると、「JNESの検査等業務の運営に当たって問題となる事象が発生したもものとして、C評価とした」としているだけで、その原因や対応策に関する評価が行われていない。

今後の評価に当たっては、適切な検査業務の推進と検査ミスの再発防止を促す観点から、検査ミス等の業務改善を求めべき事象が発生した場合には、その原因及び対応策を含め厳格な評価を行うべきである。

- ・ 安全研究業務については、緊急性が高いとは認められない研究が行われているなど、適切な研究マネジメントシステムが構築されていない状況にあるが、貴委員会の評価結果をみると、本法人が設置している外部委員による研究評価委員会の研究の質に関する評価結果を紹介するにとどまっており、研究課題の選定の適切性や研究マネジメントの妥当性等に関する評価が行われていない。

今後の評価に当たっては、安全研究業務について、本法人に求められる役割やミッションを踏まえた研究マネジメントシステムを適切に評価するため、客観的で明確な目標と的確な評価指標の設定を行った上で、厳格な評価を行うべきである。

【情報処理推進機構】

- ・ 暗号モジュール試験・認証業務については、昨年度の当委員会意見として、「法人全体の業務実績にとどまらず、各業務の実績を踏まえ、年度計画等の達成状況を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、評価を行うべきである」との指摘を行っている。

貴委員会の評価結果をみると、平成22年度において暗号モジュール試験の認証手数

料が減少したことについて、その原因を「昨年度より試験部分を民間へ移管しており」と説明されているが、試験部分が民間に移管されたのは19年度からであり、実際の原因は企業からの申請件数が減少したことによるものである。

今後の評価に当たっては、昨年度の当委員会の指摘の趣旨を的確に踏まえるとともに、業務実績の推移について、その原因を適切に精査した上で評価を行うべきである。

- ・ 「地域のIT人材育成支援のためのライブ型eラーニング研修」については、年度計画において、年間延べ160会場以上実施することとされている。

当該業務に係る平成20年度から22年度における実績をみると、延べ会場数の目標は達成しているものの、1会場当たりの受講者数及び全受講者数は連続して減少している。

貴委員会の評価結果をみると、延べ実施会場数についての評価は行われており、また、受講者数拡大のための取組には着目しているものの、受講者数についての評価は行われていない。

今後の評価に当たっては、研修の目的に沿った適切な取組を促す観点から、実施会場数だけでなく、受講者数の推移及びその原因等にも着目した評価を行うべきである。

【石油天然ガス・金属鉱物資源機構】

- ・ 「独立行政法人における運営費交付金の状況について」において、「運営費交付金の額の算定に当たり、控除した利息収入等の額と実績額との間に著しいかい離が生じている法人」として指摘されている。

このため、今後の評価に当たっては、法人における自己収入の増加に対する動機付けにも留意し、運営費交付金算定の控除対象自己収入の額が運営費交付金から発生する利息収入の実態を可能な限り反映しているかについて、厳格な評価を行うべきである。

【中小企業基盤整備機構】

- ・ 福利厚生施設として利用する共有持分権については、貴委員会の評価結果において、基本方針等を踏まえ、平成22年6月に売却を決定し、評価委員会の承認を得て入札公告を実施し、売却手続を完了したことにつき高く評価できる旨言及している。

しかしながら、当該共有持分権については、売却手続を進めているものの、入札不調のため、平成23年10月末現在において、売却するに至っていない。また、基本方針のフォローアップ結果においては、「22年度中に国庫納付・売却することとされた資産のうち、現時点でまだ納付等が行われていないものについては、納付等に係る課題を解決し、可及的速やかに納付等を行う必要がある」と指摘されているところである。

今後の評価に当たっては、基本方針に基づく措置事項を推進する観点から、必要な取組を促すような評価を行うべきである。

中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果
についての意見

【経済産業研究所、工業所有権情報・研修館、製品評価技術基盤機構及び日本貿易振興機構】

上記4法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成22年11月26日付け政委第30号政策評価・独立行政法人評価委員会通知。以下「勧告の方向性」という。)の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第34条第3項の規定に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び効率化が、的確な業務の進捗と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ的確な評価に努められたい。